

## 鏡石町固定資産評価審査委員会情報セキュリティ管理規程

### (目的)

第1条 この規程は、鏡石町固定資産評価審査委員会の保有する情報資産の取扱いに関し措置すべき事項を定めることにより、当該情報資産の機密の保持、正確性・完全性の維持及び定められた範囲での利用可能な状態の維持の確保を図ること並びに当該情報資産の適正な運用による行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 委員会 鏡石町固定資産評価審査委員会をいう。
- (2) 情報システム ある目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等により構築する電子計算機処理の環境をいう。
- (3) データ 情報システムで扱う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。
- (4) 記録媒体 データを記録した磁気ディスク、磁気テープその他の媒体をいう。
- (5) 情報資産 情報システム、データ及び記録媒体をいう。
- (6) 情報セキュリティ 情報資産の機密を保持し、正確性・完全性を維持し、定められた範囲での利用可能な状態を維持することをいう。
- (7) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティの実現を目的として実施する対策をいう。
- (8) 情報セキュリティ事故 情報資産の盗難、漏えい、改ざん、破壊等をいう。

### (基本理念)

第3条 委員会が保有する情報資産が、町民の安全と福祉の向上に資することを目的として町民から管理を負託されたものであることを基本認識とし、この町民の信頼に応えられるよう全力を挙げて適正に保護及び管理する。

### (適用範囲)

第4条 この規程は、委員会が保有する情報資産を使用する全ての職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職及び特別職の職員をいう。以下同じ。）に適用する。

### (職員の責務)

第5条 職員は、第3条に定める基本理念及び情報セキュリティの重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

2 職員は、情報資産の取扱いに当たっては、次に掲げる法令を遵守しなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (4) 鏡石町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月条例第1号）

（情報セキュリティ責任者等の設置）

第6条 この規程の目的を達成するため、情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ担当者を置く。

2 情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ担当者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるものを充てる。

- (1) 情報セキュリティ責任者 委員長
- (2) 情報セキュリティ担当者 委員会書記のうち課長職にあるもの

（情報セキュリティ責任者の責務）

第7条 情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ担当者に対し情報セキュリティに関する事項に関して指示及び指導を行う。

（情報セキュリティ担当者の責務）

第8条 情報セキュリティ担当者は、情報セキュリティ責任者を補佐するとともに、委員会内の情報セキュリティ対策を実施するため、情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

（情報資産の分類及び対策の策定）

第9条 情報セキュリティ責任者は、情報資産を分類し、適切な情報セキュリティの水準を維持するために、当該分類に応じ、次に掲げる対策を定めなければならない。

- (1) 情報システムを設置した場所への不正な立入り又は情報資産の持出し若しくは破壊等の物理的な侵害から情報資産を保護するための物理的なセキュリティ対策
- (2) 情報セキュリティ対策の実施体制の整備及び周知徹底をはじめとした情報資産を取り扱う職員に対する教育等の人的なセキュリティ対策
- (3) 情報資産に対する不正アクセスの防止、コンピュータウイルス対策等の技術的なセキュリティ対策

（情報セキュリティ対策の見直し）

第10条 情報セキュリティ責任者は、前条の情報セキュリティ対策を必要に応じ見直しを行い、常に適切な情報セキュリティの水準を維持しなければならない。

（情報セキュリティ検査）

第11条 情報セキュリティ担当者は、情報セキュリティ対策の実施状況を必要に応じ検査し、問題がある場合には、速やかに是正しなければならない。

2 情報セキュリティ責任者は、必要に応じ委員会の情報セキュリティ対策の実施状況について検査を行い、問題がある場合には、是正を命じることができる。

3 情報セキュリティ対策の実施状況に係る検査は、客観性を確保するために、外部の専門的知識・見識を有する者の協力を得て実施することができる。

(侵害時の対策)

第12条 情報セキュリティ責任者は、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合に備え、委員会事務の継続が困難となることのないよう、対応手順、連絡体制、応急措置等の緊急時対応計画を定めておき、当該計画に従って適正に対処しなければならない。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会のサイバーセキュリティの確保に必要な事項は、鏡石町情報セキュリティポリシー（令和4年4月改正第4版）の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。